令和８年 第16回 委員会議題

令和８年10月31日

１ 議 案

議案第７５号 福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第７６号 福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第７７号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第７８号 選挙人名簿に登録する者について

議案第７９号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第８０号 福岡市長選挙における投票立会人の選任について

２ 報告事項

市・区選管委員長・事務局長会議の報告について

福岡市西区選挙管理委員会

議案第７５号

福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における西区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和８年10月31日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長　小　畠　久　弥

別紙のとおり

（根拠）
・議決　公職選挙法第37条第２項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
・告示　公職選挙法施行令第25条の規定による。

〇公職選挙法
（投票管理者）
第三十七条
２　投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
４　参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

〇公職選挙法施行令
（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）
第二十四条　市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。
４　参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）
第二十五条　市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第７６号

福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における西区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和８年10月31日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長　小　畠　久　弥

別紙のとおり

（根拠）
・議決　公職選挙法第61条第２項及び同法施行令第67条第1項の規定による。
・告示　公職選挙法施行令第68条の規定による。

〇公職選挙法
（開票管理者）
第六十一条
２　開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
４　参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

〇公職選挙法施行令
（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）
第六十七条　市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。
８　参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）
第六十八条　市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定又は第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第７７号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和８年10月31日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長　小　畠　久　弥

１　抹消する者の数		３７８人
内訳	死亡者	７７人
	市外転出者	３０１人
	登録移転者	０人
	誤載者	０人

２ 抹消する者の氏名等　　別紙のとおり

３ 抹消年月日　　令和８年10月31日

（根拠）

・議決及び告示 公職選挙法第２８条の規定による。（赤②）

（参考）

1　死亡者

令和８年10月1日から令和８年10月３０日までに市長から通知を受けた死亡者

2　市外へ転出後4箇月を経過した者

令和８年６月1日から令和８年６月３０日までに市外へ転出した者

3　抹消の内訳

区　分	男	女	計
死　亡　者	41	36	77
転　出　者	162	139	301
移　転　者	0	0	0
誤　載　者	0	0	0
計	203	175	378

議案第７８号

選挙人名簿に登録する者について

令和８年10月31日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和８年10月31日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長　小　畠　久　弥

1　登録する者の数　1,245人
2　登録する者の氏名等　別紙のとおり
3　登録年月日　令和８年10月31日

（根拠）
・議決　公職選挙法第22条第３項の規定による。（赤①）

（参考）
登録の基準日　令和８年10月31日

1　年齢満18歳以上となる者
平成20年9月3日から平成20年11月16日以前に出生した者

2　転入後、3箇月以上住民基本台帳に登録されている者
令和８年6月2日からから令和８年7月31日までに転入届をした者

3　転入後、3箇月以上住民基本台帳に登録されていた者であって、転出後４箇月を経過しない者
３箇月以上住民基本台帳に登録されていた者であって、令和８年7月15日以降に転出した者

投票区別選挙人名簿登録者について

（令和8年10月31日）

福岡市西区

	投票区名	令和8年9月1日 現在 登録者数			抹消者数												移替						新規登録者数			令和8年10月31日 現在 登録者数			登録者数の増減		
					死亡			転出			在外登録移転			計			増			減											
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	愛宕第一	1,404	1,590	2,994	3	2	5	4	5	9	0	0	0	7	7	14	3	4	7	1	1	2	8	6	14	1,407	1,592	2,999	3	2	5
2	愛宕第二	1,929	2,183	4,112	4	1	5	11	5	16	0	0	0	15	6	21	22	22	44	10	5	15	8	17	25	1,934	2,211	4,145	5	28	33
3	愛宕第三	1,785	1,961	3,746	2	1	3	9	9	18	0	0	0	11	10	21	7	17	24	16	14	30	15	20	35	1,780	1,974	3,754	-5	13	8
4	愛宕浜 ※	2,698	3,137	5,835	4	2	6	16	7	23	0	0	0	20	9	29	11	10	21	10	6	16	19	17	36	2,698	3,149	5,847	0	12	12
5	姪浜第一	1,344	1,525	2,869	1	2	3	9	9	18	0	0	0	10	11	21	8	9	17	6	6	12	12	11	23	1,348	1,528	2,876	4	3	7
6	姪浜第二	2,346	2,743	5,089	4	3	7	19	15	34	0	0	0	23	18	41	18	19	37	20	15	35	20	28	48	2,341	2,757	5,098	-5	14	9
7	姪浜第三	4,748	5,478	10,226	6	9	15	26	34	60	0	0	0	32	43	75	28	39	67	24	31	55	48	54	102	4,768	5,497	10,265	20	19	39
8	内浜第一	2,983	3,492	6,475	4	1	5	22	21	43	0	0	0	26	22	48	22	17	39	22	39	61	26	32	58	2,983	3,480	6,463	0	-12	-12
9	内浜第二	2,671	2,773	5,444	6	6	12	20	10	30	0	0	0	26	16	42	15	21	36	12	18	30	17	18	35	2,665	2,778	5,443	-6	5	-1
10	内浜第三	789	963	1,752	3	3	6	2	4	6	0	0	0	5	7	12	4	5	9	6	7	13	6	5	11	788	959	1,747	-1	-4	-5
11	内浜第四	2,366	2,745	5,111	0	3	3	17	21	38	0	0	0	17	24	41	17	15	32	22	18	40	20	23	43	2,364	2,741	5,105	-2	-4	-6
12	福重	2,958	3,590	6,548	9	12	21	12	9	21	0	0	0	21	21	42	24	23	47	15	23	38	19	22	41	2,965	3,591	6,556	7	1	8
13	石丸第一	1,819	2,159	3,978	2	7	9	2	2	4	0	0	0	4	9	13	6	9	15	6	6	12	8	11	19	1,823	2,164	3,987	4	5	9
14	石丸第二	2,091	2,468	4,559	7	6	13	5	7	12	0	0	0	12	13	25	6	11	17	8	14	22	7	14	21	2,084	2,466	4,550	-7	-2	-9
15	石丸第三	427	561	988	1	1	2	3	2	5	0	0	0	4	3	7	1	0	1	2	3	5	2	2	4	424	557	981	-3	-4	-7
16	下山門	3,655	4,227	7,882	10	9	19	19	14	33	0	0	0	29	23	52	26	28	54	29	27	56	31	33	64	3,654	4,238	7,892	-1	11	10
17	西陵	1,844	2,389	4,233	2	7	9	5	1	6	0	0	0	7	8	15	10	13	23	10	8	18	6	10	16	1,843	2,396	4,239	-1	7	6
18	壱岐第一	3,095	3,790	6,885	5	7	12	7	6	13	0	0	0	12	13	25	17	17	34	16	21	37	11	22	33	3,095	3,795	6,890	0	5	5
19	壱岐第二	2,739	3,279	6,018	5	2	7	9	12	21	0	0	0	14	14	28	9	10	19	5	10	15	11	14	25	2,740	3,279	6,019	1	0	1
20	壱岐南第一	2,023	2,444	4,467	3	8	11	5	3	8	0	0	0	8	11	19	3	6	9	10	6	16	9	11	20	2,017	2,444	4,461	-6	0	-6
21	壱岐南第二	887	1,076	1,963	1	0	1	4	2	6	0	0	0	5	2	7	6	4	10	3	4	7	3	2	5	888	1,076	1,964	1	0	1
22	壱岐南第三	1,082	1,270	2,352	5	7	12	2	2	4	0	0	0	7	9	16	3	4	7	3	4	7	7	7	14	1,082	1,268	2,350	0	-2	-2
23	金武第一	999	1,106	2,105	2	3	5	1	1	2	0	0	0	3	4	7	6	4	10	2	2	4	5	4	9	1,005	1,108	2,113	6	2	8
24	金武第二	1,316	1,422	2,738	0	1	1	2	1	3	0	0	0	2	2	4	3	3	6	5	7	12	8	8	16	1,320	1,424	2,744	4	2	6
25	城の原	2,849	3,449	6,298	4	6	10	8	11	19	0	0	0	12	17	29	12	17	29	9	13	22	22	16	38	2,862	3,452	6,314	13	3	16
26	壱岐東	1,115	1,603	2,718	3	4	7	4	3	7	0	0	0	7	7	14	8	5	13	6	6	12	2	4	6	1,112	1,599	2,711	-3	-4	-7
27	今宿第一	2,266	2,572	4,838	5	4	9	12	11	23	0	0	0	17	15	32	15	14	29	7	11	18	10	14	24	2,267	2,574	4,841	1	2	3
28	今宿第二	3,172	3,663	6,835	4	7	11	14	14	28	0	0	0	18	21	39	17	27	44	14	10	24	39	30	69	3,196	3,689	6,885	24	26	50
29	今津	1,303	1,433	2,736	3	6	9	1	0	1	0	0	0	4	6	10	11	9	20	3	6	9	7	4	11	1,314	1,434	2,748	11	1	12
30	周船寺第一	2,214	2,392	4,606	2	3	5	20	14	34	0	0	0	22	17	39	9	8	17	7	16	23	24	17	41	2,218	2,384	4,602	4	-8	-4
31	周船寺第二	2,447	2,686	5,133	7	3	10	17	14	31	0	0	0	24	17	41	9	12	21	10	13	23	22	15	37	2,444	2,683	5,127	-3	-3	-6
32	西都	4,446	4,666	9,112	1	3	4	38	34	72	0	0	0	39	37	76	34	37	71	21	25	46	65	55	120	4,485	4,696	9,181	39	30	69
33	元岡第一	4,136	3,657	7,793	6	7	13	25	12	37	0	0	0	31	19	50	20	18	38	15	14	29	47	33	80	4,157	3,675	7,832	21	18	39
34	元岡第二	1,393	1,549	2,942	5	4	9	7	3	10	0	0	0	12	7	19	4	1	5	1	5	6	13	9	22	1,397	1,547	2,944	4	-2	2
35	宮浦	242	258	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	2	1	3	4	242	262	504	0	4	4
36	西浦	318	380	698	2	0	2	1	0	1	0	0	0	3	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	316	380	696	-2	0	-2
37	小田	232	264	496	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	232	264	496	0	0	0
38	玄洋	4,323	4,793	9,116	14	5	19	17	20	37	0	0	0	31	25	56	15	21	36	23	29	52	41	33	74	4,325	4,793	9,118	2	0	2
	合計（38投票所）	80,454	91,736	172,190	146	156	302	395	338	733	0	0	0	541	494	1,035	431	480	911	381	443	824	620	625	1,245	80,583	91,904	172,487	129	168	297
	※うち小呂島	68	60	128																						68	60	128			
	※うち能古島	210	289	499																						212	288	500			
	※うち玄界島	141	138	279																						139	138	277			

議案第７９号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における西区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和８年10月31日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長　小　畠　久　弥

別紙のとおり

（根拠）
・議決　公職選挙法第４８条の２第５項による読替後の第３８条第１項の規定による。

○公職選挙法

（期日前投票）

第四十八条の二

5　第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日
第三十八条第二項	投票所	期日前投票所
第三十八条第四項	投票区において、二人以上	期日前投票所において、二人
第四十二条第一項ただし書	選挙の当日投票所	第四十八条の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第四十五条第一項	選挙の当日、投票所	第四十八条の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項	投票所	期日前投票所
第五十一条	第六十条	第四十八条の二第六項において準用する第六十条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第五十三条第一項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になつたときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ
第五十三条第二項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない
第五十五条	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日	投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	を開票管理者	（以下この条において「投票箱等」という。）を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者

（投票立会人）

第三十八条　市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第８０号

福岡市長選挙における投票立会人の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における西区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和８年10月31日

福岡市西区選挙管理委員会
委 員 長　小　畠　久　弥

別紙のとおり

（根拠）
・議決　公職選挙法第 38 条第1項の規定による。

〇公職選挙法
（投票立会人）
第三十八条　市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。